

中長期財政計画

I 計画見直しの目的等

1 計画見直しにあたって

現行の中長期財政計画は、総合計画第3期基本計画及び実施計画の策定に合わせて、令和7年3月に計画期間を令和7年度から11年度の5年間として策定したものです。

今回、計画期間を令和8年度から令和12年度の5年間として見直すものです。

2 目的

- (1) 中長期的な財政収支を推計し、将来における課題をとらえ、財政運営の健全性を確保するための指針とする。
- (2) 中長期的な視点から、各種計画の推進を図る際の指針とする。
- (3) 予算執行や予算編成にあたっての指針とする。

II 計画見直しの基本的な考え方

1 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

2 対象会計

普通会計（一般会計、野洲川基幹水利施設管理事業特別会計）

3 歳入歳出の試算方法

歳入は科目別、歳出は性質別で試算

4 計画の見直し

年度毎に情勢の変化等を踏まえ時点修正するなど、適宜見直しを行う

III 今後の収支見通し

1 収支試算の条件

(1) 基本事項

① 推計ベース

令和6年度決算額及び令和7年度決算見込額をベースに、事務事業評価シートで予定される事業を見込み試算

② 人口推計

第2次甲賀市総合計画に示す目標人口を利用

③ 法改正・制度改正

作成時点で改正が見込まれているものについて反映

④ 景気動向

「中長期の経済財政に関する試算」（令和 7 年 8 月 7 日経済財政諮問会議提出）の経済の中長期的な展望の名目 GDP 成長率を考慮して設定

（２）歳入

項目	試算方法
市税	・予定されている税制改正を反映しつつ、「中長期の経済財政に関する試算」の名目 GDP 成長率で試算 ・固定資産税は、3 年毎の評価替えを見込む
譲与税・交付金	・森林環境譲与税は県試算値を見込む ・地方消費税交付金及び法人事業税交付金は名目 GDP 成長率で試算
地方交付税	・基準財政需要額のうち、事業費補正・公債費は交付税措置される地方債について算入し、個別算定経費等は直近の増減率を基に試算 ・基準財政収入額は、市税の増減率を基に試算 ・特別交付税は、令和 7 年度当初予算と同額を計上
国・県支出金	・現行の国県の補助制度を基本に、歳出見込や過去の実績等を勘案して試算
繰入金	・財政調整基金は各年度の財源不足額を繰入 ・あい甲賀ふるさと応援基金、コミュニティ推進基金は所要額を繰入 ・その他の特定目的基金の繰入は見込んでいない
市債	・現行の地方債制度により、投資的経費に係る地方債を見込む ・臨時財政対策債は普通交付税の交付割合を勘案して試算
その他	・分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入等については、過去の実績等を勘案して試算 ・寄附金は「あい甲賀ふるさと応援寄附金」のみ見込む（令和 8 年度は 4 億円、9 年度は 5 億円、10 年度は 6 億円、11 年度は 7 億円、12 年度は 8 億円とする）

(3) 歳出

項目	試算方法
人件費	・ 正規職員については、現行の給与水準と定員適正化計画による職員数等を勘案して試算 ・ 会計年度任用職員については、期末勤勉手当の影響額を勘案して試算 ・ 議員報酬、特別職報酬、その他の委員報酬等については、現行の水準で試算
扶助費	・ 事務事業評価シートで予定されている扶助費を積み上げて試算 ・ 令和 8 年度以降は、事業毎に傾向を考慮し、増減率を加味して試算
公債費	・ 既に借り入れている地方債にかかる元利償還金に、今後借り入れ予定の投資的経費に係る地方債及び臨時財政対策債の元利償還見込み額を加えて試算 ・ 新規発行分の借入条件は、20 年償還（3 年据置）、利率を 1.0%で見込む
物件費	・ 事務事業評価シートで予定されている物件費を積み上げて試算 ・ 令和 8 年度以降は、令和 5～7 年度までの増減率も加味して試算
補助費等	・ 事務事業評価シートで予定されている補助費等を積み上げて試算 ・ 令和 8 年度以降は、令和 5～7 年度までの増減率も加味して試算 ・ 企業会計と一部事務組合の負担金は各事業計画を踏まえて見込む
投資的経費	・ 事務事業評価シートで予定されている普通建設事業費等を積み上げて試算 ※普通建設事業に係る国・県支出金及び市債についても上記事業見合い分を計上
繰出金	・ 各年度に予定されている特別会計繰出金を積み上げて試算 ・ 令和 8 年度以降は、令和 5～7 年度までの増減率も加味して試算
その他	・ 令和 8 年度以降は、令和 5～7 年度までの増減率も加味して試算

2 事務事業評価シートを積み上げ・・・資料①

積み上げた結果、単年度で 20～26 億円の財源不足が生じる見込みである。

(1) 歳入

市税は、横ばいで推移する見込み。地方交付税についても増要因と減要因を勘案し横ばいで推移する。国県支出金は、投資的経費が減少する一方、扶助費は増加傾向であり横ばいとなる見込み。市債は令和 6 年度が借入のピークと見込み、その後は投資的経費も減少傾向となることから、令和 8 年度以降の歳入総額は減少する見込みである。

(2) 歳出

人件費は、人事院勧告に伴う給与改定や、定員適正化計画に基づく定数増などにより増加の見込み。扶助費及び繰出金についても、社会保障関係費の増により事業費が増加する。また、投資的経費は、複数年かけて実施する信楽小学校改築事業や貴生川駅周辺整備事業を見込むものの、合併特例事業債の終了により減少傾向となり、歳出総額についても令和8年度以降減少する見込みである。

IV 中長期財政計画・・・(資料②、資料③)

資料①を踏まえ、財源不足額を解消しながら、基金残高も考慮し、無理なく収支均衡を図れるようシミュレーションした。

これまでの計画から変えたこと

- 基金残高の確保に向けた対応策として、新たに「歳入の確保（ふるさと納税の強化）」を追加。
- 現実に即した収支となるよう、7年度から12年度まで毎年度13億円の決算剰余金を見込む。

1 財源不足額の解消に向けた対応策

- (1) スクラップ・リニューアルによる削減
- (2) 施設の見直しによる削減
- (3) 業務の効率化による人件費の削減
- (4) 財政調整基金の取崩
- (5) 事業の取捨選択・歳出精査

2 今後の見通し

前述の対応策により、財源不足額を解消しつつ収支のバランスを図り、基金残高を確保する。